

令和2年度全国薬務関係主管課長会議
説明資料

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

1. 毒物劇物対策	-----	1
2. 化学物質安全対策	-----	3
○医薬品審査管理課化学物質安全対策室説明資料	-----	9

1. 毒物劇物対策

現 状 等

- 毒物及び劇物の取扱については、各都道府県、保健所設置市及び特別区に配置された毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。
- 令和元年度には、登録・届出施設 68,354 施設のうち延べ 19,230 施設（検査率 28.1%）及び届出の不要な施設のうち 4,338 施設、合計 23,568 施設に対して立入検査を行った結果、2,181 施設において違反を発見し（発見率 9.3%）、これらに対し改善の指導を行った（参考資料編 15「毒物劇物対策」（1）（2）（3）参照）。
- 令和 2 年 7 月の毒物及び劇物指定令の一部改正により、新たに 2 物質が毒物に、14 物質が劇物に指定されたほか、3 物質が劇物から除外されたことにより、現在、毒物 133 項目、劇物 428 項目が指定されている。
- 「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」が廃止されたところであるが、毒物及び劇物の輸入監視について、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、「毒劇物輸入確認要領」を定め、令和 2 年 9 月 1 日から実施している。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化については、関連通知により、薬局・薬店や毒物劇物販売業者等に対し、爆発物の原料となり得る化学物質について、盗難防止対策の徹底や購入目的に不審がある者等への販売自粛等、適切な管理と販売を徹底するようお願いしていたところである。本年には昨年延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も予定されていることから、平成 31 年 1 月 10 日付けで通知されて

いる「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」に基づき、適切な管理と販売を徹底するようお願いしているところである。また、毒劇物の盗難・紛失に防止に係る留意事項のうち、特に注意すべき事項について、平成 31 年 4 月 25 日付薬生薬審発 0425 第 1 号「G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について」にてとりまとめられているので、これらの通知を参考に、引き続き貴管下事業者への指導についてお願いしたい。

○ 近年の毒物又は劇物の紛失・盗難事案を踏まえ、平成 30 年 7 月 24 日付薬生薬審発 0724 第 1 号「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」を発出したところである。過去の紛失・盗難事案において、鍵が十分に管理されていないことにより発生した事案もあることから、毒物及び劇物取締法令の遵守に際し、鍵の保管管理についても徹底してご指導いただくようお願いしたい。

○ 毒物劇物販売業等に立入検査を実施した結果、毒物及び劇物取締法違反を発見し、改善を指摘した事項については、再度の立入検査、報告書の徴収を行うなどにより確実に改善されたことを確認するよう、平成 15 年 2 月 28 日付通知「毒物劇物の適正な保管管理等の徹底について」により通知している。違反事業者に対する改善指導が確実なものとなるよう一層、指導をお願いしたい。

また、本年も令和 2 年度に行った立入検査に係る違反改善率について調査依頼を行う予定であるので、御協力をお願いしたい。

○ 令和元年の台風 15 号及び台風 19 号の影響により、毒物劇物の漏洩等の事案が複数発生したことを踏まえ、令和 2 年 1 月 17 日付薬審薬生発 0117 第 2 号「風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について（依頼）」を発出したところである。平時及び風水害発生時の必要な対応について、貴管下事業者に周知等をお願いするとともに、毒物劇物の漏洩及び漏洩疑い事案を確認した際には、速やかに当室まで情報提供いただくようお願いする。また、最近の異常気象等を鑑み、風水害のみならず、地震等の大規模災害発生時における毒劇物の流出状況や、毒劇物に係る事故であって危害発生のおそれが高いもの等について、各管轄下の事業者等からの積極的な情報収集及び当室への報告を行うよう、引き続き御協力をお願いしたい。

- 「平成 29 年の地方からの提案等に関する政府の対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）を踏まえ、平成 30 年 6 月に毒物及び劇物取締法の一部改正を含む第 8 次地方分権一括法が成立・公布された。これを受けて、平成 30 年 10 月 17 日、毒物及び劇物取締法施行令の一部改正、毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正が公布された。これらの法令改正を踏まえ、各都道府県の皆様におかれては、既に条例改正や貴管下事業者への周知等必要な対応を実施していると思われるが、引き続き必要な対応をお願いする。
- 毒物劇物営業者登録等システム（D-GETs）については、昨年度、毒物劇物の原体の登録等の事務権限の委譲を実施し、事故情報や監視指導情報の追加などの機能追加を行ったシステムを導入したところである。当該システムは、登録事業者情報の一元化を行うとともに、当該情報の共有を行えることから、都道府県及び傘下の自治体の皆様におかれては、D-GETs の導入・活用を一層推進していただきたい。
- 令和 2 年 12 月 25 日に「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて」が告示され、国に対して提出する書類への申請者（事業者及び個人）の押印が廃止されました。これにより、毒物及び劇物取締法施行規則の一部（別記様式）が改正されています。各都道府県の皆様におかれては、御承知の上、適切な運用をお願いする。

担当者名 後藤専門官（内線 2426）、樋渡係員（内線 2798）

2. 化学物質安全対策

（1）家庭用品安全対策

現状等

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「家庭用品規制法」という。）に基づき、令和 3 年 1 月現在 21 物質群が有害物質に指定され、家庭用品中の有害物質の含有量等について必要な基準（規制基準）が定

められている。

家庭用品規制法に定められている有害物質の一部については、その試験法の見直しを検討しているところである。

今後も、国内外での有害物質の使用状況、海外での規制状況等に関する情報収集・調査を踏まえ、家庭用品規制法に基づく規制基準を随時見直すこととしている。

- 毎年、都道府県、保健所設置市及び特別区において家庭用品の試買等試験検査を行い、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対し監視、指導を行っており、その結果を厚生労働省で取りまとめの上、都道府県等に情報提供を行っているほか、厚生労働省ホームページ（※）にも掲載している。

※ <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/jichitai.html>

- 消費生活用製品安全法に基づき、製造・輸入業者は、消費生活用製品による重大製品事故について、消費者庁への報告が義務付けられている。当該報告のうち、家庭用品規制法により措置すべきもの、すなわち製品に含有する化学物質が事故原因と考えられるものについては、消費者庁から厚生労働省に通知され、厚生労働省が公表等の措置を行う。厚生労働省に通知された重大製品事故については、都道府県、保健所設置市及び特別区への通知並びに厚生労働省ホームページ（※）への掲載等により重大製品事故情報を公表するととともに、事業者への指導等の措置を行い、再発の防止に努めている。

※ <http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/topics/jikojirei.html>

また、消費者安全法に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区は、消費者事故等（重大な事故を含む）が発生した旨の情報を得た場合には、消費者庁へ報告することとなっている（参考資料編 16 参照）。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 複数の自治体にまたがる事案については、必要に応じて、厚生労働省においても、関係自治体と密な連携をとりながら対応することとしているので、家庭用品の事業者のある自治体におかれては、御協力をお願いしたい。また、家庭用品の自主回収等の各自自治体が実施する家庭用品衛生監視に関する事案の公表については、厚生労働省においても、同時公表の可否を検討

するので、事前に御連絡いただきたい。

- 令和2年度の家庭用品試買等試験検査状況については、令和2年4月30日付薬生薬審発 0430 第3号「2020年度家庭用品試買調査報告の提出及び2021年度家庭用品試買調査の依頼」でお示ししているとおおり、令和3年3月22日までに報告をお願いしたい。

- 令和元年12月に、「2018年度家庭用品等に係る健康被害 病院モニター報告」をとりまとめ、各都道府県、保健所設置市及び特別区あてに送付するとともに、厚生労働省ホームページ（※）に掲載している。従前のモニター報告の枠組みでは、誤飲等の事故情報も収集、分析の上、注意喚起等必要な対応を行ってきたが、誤飲等の主に使用者側の要因による事故情報は、消費者安全法等の他法令によってもその分析・原因究明、被害の発生・拡大防止等の対策が十分に行われるようになってきたことから、化学物質の毒性に関連すると考えられる健康被害に特化した情報を収集すべく令和元年度からは従前の枠組みを変更した。

具体的には、令和元年度からの枠組み変更後の運用（以下「化学的健康被害症例対応システム」という）では、消費者製品の個々の健康被害症例（事例）における化学物質の影響（関連）をよりの確に評価するため、必要に応じ有識者の意見を聴くなど、原因の究明や対策の検討に重点を置くこととし、誤飲等の主に使用者側の要因による事故情報は収集・集計、分析の対象とはしていないが、個々の事例の重大性に応じて注意喚起等の対応を適時行うこととしている。現在、報告書のとりまとめを実施しているところである。

※ [http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor\(new\).html](http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/monitor(new).html)

- 厚生労働省が公表した重大製品事故については、ホームページや広報誌等により住民への周知・啓発に努めるようお願いしたい。また、関係自治体には、被害の防止及び拡大の防止の観点から立入検査等必要な措置を行っていただくことがあるが、その際には御協力をお願いしたい（平成19年5月11日付け通知「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱について」）。

なお、消費者事故等が発生した場合には、消費者事故等情報通知様式により消費者庁へ報告いただくこととなっているが、家庭用品の使用によると考えられる健康被害のうち、物質起因が疑われる被害等についての情報を入手した場合には、家庭用品被害報告書により化学物質安全対策室へも合

わせて報告をお願いしたい。

担当者名 三竹主査（内線 2423）、山地係員（内線 2424）

（２）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

現 状 等

○ 化管法は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、①特定の化学物質の環境への排出量等把握に関する措置、②事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに係る情報の提供に関する措置について定めた法律である。

○ 化管法の対象業種となっている事業者（従業員数 21 人以上）による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出については、厚生労働省が所管する業種に係る毎年度の実績の集計結果を厚生労働省ホームページ（※）で公表している。

※ http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm

○ 平成 20 年の化管法施行令の改正により、第一種指定化学物質（排出量・移動量の届出、安全データシート（SDS）交付が必要）は 462 物質に、第二種指定化学物質（SDS 交付が必要）は 100 物質となっている。現在、第一種指定化学物質と第二種化学物質の見直しを行い化管法施行令の改正を検討しているところである。

対応すべき化学物質の範囲及び届出書様式等の詳細については経済産業省ホームページ（※）を参照されたい。

※ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

今後の取組

○ 令和元年度中の第一種指定化学物質の排出量及び移動量（令和 2 年度届出分）については、事業者からの届出に基づき集計し、厚生労働省の所管す

る業種に係る実績については、令和3年3月末を目途に公表する予定である（全事業者については、経済産業省及び環境省より公表予定）。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 排出量及び移動量の把握・届出や政省令等の内容について、引き続き関係する事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送付等の業務について御協力をお願いしたい。

担当者名 高田審査官（内線 2416）、杉主査（内線 2427）

（3）室内空気汚染対策

現 状 等

- 居住環境に由来する様々な健康障害、いわゆるシックハウスについては、関係省庁間で連携・協力して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策等のシックハウス総合対策を図っており、医薬・生活衛生局は室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。
- 国立医薬品食品衛生研究所において、室内の家具、日用品等の家庭用品を発生源とする化学物質を対象として、揮発性有機化合物（VOC）の詳細リスク評価、室内空気汚染全国実態調査等を実施している。
- 指針値を定めた化学物質以外の代替物質が使用されているとの指摘や、国際的なガイドラインとの整合性の観点などから、シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会において、室内濃度指針値の見直しの検討を行っている。直近では、検討会の取りまとめを踏まえ、平成31年1月17日付薬生発0117第1号「室内空气中化学物質の室内濃度指針値について」を発売し、3物質の指針値を改定した。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

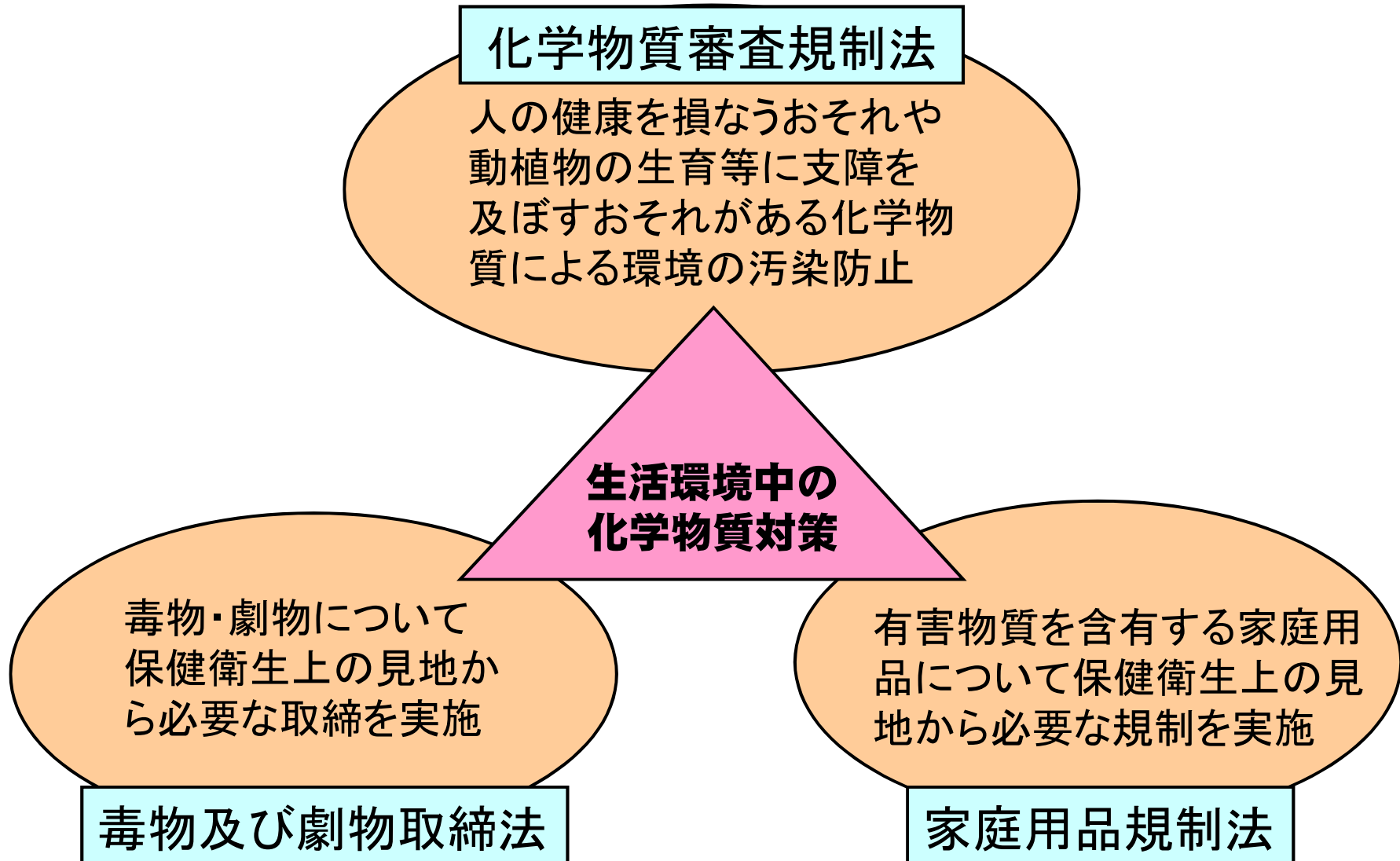
- 上記の検討会の検討状況等については、厚生労働省ホームページ（※）

に掲載しているもので、引き続き消費者からの相談等の対応に御協力をお願いしたい。

※ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku.html?tid=128714>

担当者名 三竹主査（内線 2423）、山地係員（内線 2424）

化学物質安全対策室の主な業務



我が国の主な化学物質関連関係法体系

有害性 曝露		労働環境		消費者				環境経由			排出・ストック汚染		廃棄	危機管理		
		労働安全衛生法	農薬取締法	農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器等法	家庭用品品質表示法	家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	化学物質審査規制法（化審法）	化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等
人の健康への影響	急性毒性	毒劇法														
	長期毒性															
生活環境（動植物を含む）への影響																
オゾン層破壊性									オゾン層保護法							

毒物及び劇物指定令の一部改正について

今年度公布・施行された、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令は以下のとおり。

1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和元年政令第31号)

- ・令和2年6月24日公布、令和2年7月1日施行(除外は公布日と同日)
- ・経過措置期間:令和2年9月30日まで(業登録、容器等への表示等)

施行通知:令和2年6月24日付け薬生発0624第1号

「毒物及び劇物指定令の一部改正等について(通知)」

- * 上記改正により、(1) 新規2物質の毒物、新規14物質の劇物指定、(2) 3物質の劇物からの除外を実施。

⇒令和3年2月現在、毒物が133項目、劇物が428項目となっている。

爆発物の原料となり得る劇物等の管理強化

平成16年12月

テロの未然防止に関する行動計画(※)を策定

平成17年 3月

爆発物の原料となりうる化学物質として、事件が頻発し問題となっている過酸化水素製剤や硝酸製剤について、薬局・薬店や毒物劇物の販売者等に対し、適切な管理と販売を行う旨の指導を行うよう、都道府県等に周知
これにより、盗難防止などの管理の徹底と、販売の際に不審な点が認められる者への販売自粛・警察への通報等が行われることとなった。

平成19年 5月

過酸化水素製剤等を薬局等より購入し、爆発物が製造される事件が発生
薬局から警察への通報が事件の発覚と被疑者の逮捕につながった。

平成19年 9月

爆発物の原料となりうる化学物質について適切な管理と販売を徹底するよう再周知

平成31年 1月

2019年のG20大阪サミット、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、爆発物の原料となりうる化学物質について、改めて適切な管理と販売を徹底するよう周知

(※)テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)(抄)

第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

⑨ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成16年度中に、通達により関係業界等に対し爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

G20大阪サミット・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う
毒物及び劇物の保管管理等について
(平成31年4月25日付け医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)

1 毒劇法第11条第1項関係

- ・毒物及び劇物の適切な保管管理 等

2 毒劇法第16条の2関係

- ・毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失時における保健所、警察署又は消防機関への届出 等

3 毒物及び劇物取締法第14条及び第15条関係

- ・譲渡手続及び交付制限の遵守
- ・身分証明等により譲受人の身元並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量の確認
- ・毒物又は家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛
- ・使用目的が曖昧な者等への販売の差し控え
- ・不審な動向が認められる場合の警察への通報 等

毒物劇物原体の登録等に係る事務権限の移譲について

- 平成29年度地方分権改革における提案を踏まえ、毒物劇物の原体の登録等に係る事務権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲を実施した。

※施行日：2020（令和2）年4月1日

＜毒物劇物営業者に係る登録・監督事務等の権限について＞ ※下線部が変更点

業態		登録権者	監督事務の実施者 ※立入検査、処分等	国の関与、大臣の並行権限	事務の区分
製造業 輸入業	原体（原体の小分け除く。）	厚生労働大臣 (都道府県知事経由) ⇒ 都道府県知事	厚生労働大臣 (立入検査は都道府県知事も可) ⇒ 都道府県知事	立入検査等 ⇒ 立入検査等（緊急時） 登録の取消等 ⇒ 指示（緊急時） 厚労大臣による処分が必要と認めるときの大臣への事前具申 ⇒ 削除	法定受託事務 (経由事務) ⇒ 自治事務
	製剤（原体の小分けも含む。）	都道府県知事	都道府県知事	指示（緊急時） ※立入検査等はなし	自治事務
販売業		都道府県知事 保健所設置市長 特別区長	都道府県知事 保健所設置市長 特別区長	立入検査等（緊急時のみ） 指示（緊急時のみ）	自治事務

家庭用品規制法に基づく規制基準(21物質群)

塩化水素 硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの (製剤たる劇物を除く。)	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの (製剤たる劇物を除く。)	APO TDBPP ビス(2,3-ジブロム プロピル)ホスフェ イト化合物	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カー テン及び床敷物
塩化ビニル メタノール	家庭用エアゾル製品	ジベンゾ[a,h]アント ラセン ベンゾ[a]アントラセ ン ベンゾ[a]ピレン	クレオソート油を含有する家庭用 の木材防腐剤及び木材防虫剤
DTTB ディルドリン	繊維製品のうち、おしめカバー、 下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、 外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	アゾ化合物(化学 的変化により容易 に24種の特定芳香 族アミンを生成す るものに限る。)	クレオソート油及びその混合物で 処理された家庭用の防腐木材及 び防虫木材
ホルムアルデヒド	繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、よだれ掛け、下着、寝衣、 手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、 寝具で生後24ヶ月以下の乳幼 児用のもの 繊維製品のうち、下着、寝衣、手 袋、くつした及びたび、かつら、つ けまつげ、つけひげ又はくつした どめに使用される接着剤		繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、下着、寝衣、手袋、くつし た、中衣、外衣、帽子、寝具、床 敷物、テーブル掛け、えり飾り、 ハンカチーフ並びにタオル、バス マット及び関連製品
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物 有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、よだれ掛け、下着、衛生 バンド、衛生パンツ、手袋及びく つした、家庭用接着剤、家庭用塗 料、家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム		革製品(毛皮製品を含む。)のう ち、下着、手袋、中衣、外衣、帽 子及び床敷物

家庭用品規制法にかかる試験法の問題点

- ◆ 家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されていない。
- ◆ ガスクロマトグラフィーを採用している現行の試験法については、以下の問題点が指摘されている。
 - ベンゼンやジメチル硫酸などの有害な溶媒や試薬の使用
 - 充填カラムを使用している試験では分離能(精度)が低い
 - 確認試験が煩雑
 - キャピラリーカラム使用時の夾雑物質による妨害

試験法の見直しを検討する候補リスト(11物質)

有害物質名	改正のポイント
4、6-ジクロロ-7-(2、4、5-トリクロルフエノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール (DTTB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジメチル硫酸を使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (ディルドリン)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・前処理方法及び定量方法の検討
トリクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・前処理方法及び定量方法の検討
メタノール	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(APO)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
トリス(2、3-ジブロムプロピル)ホスフェート(TDBPP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼンを使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
ビス(2、3-ジブロムプロピル)ホスフェート(BDBPP)化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン及びジアゾメタンを使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・確認試験の検討
ジベンゾ[a,h]アントラセン	<ul style="list-style-type: none"> ・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件の検討
ベンゾ[a]アントラセン	<ul style="list-style-type: none"> ・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件の検討
ベンゾ[a]ピレン	<ul style="list-style-type: none"> ・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件の検討

室内濃度指針値

揮発性有機化合物	室内濃度指針値※	設定日	改訂日
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	H9.6.13	
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	H14.1.22	
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	H12.6.26	
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	H12.6.26	H31.1.17
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	H12.12.15	
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	H12.12.15	
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	H12.6.26	
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	H13.7.5	
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 小児の場合0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	H12.12.15	
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	H14.1.22	
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	H13.7.5	
フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	H12.12.15	H31.1.17
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	H13.7.5	H31.1.17

※ 室内濃度指針値とは、「現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」。(2019年1月17日付「化学物質の室内濃度指針値についてのQ&A」)

(参考) TVOC(総揮発性有機化合物) : 暫定目標値 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

室内濃度指針値の見直し※

いわゆる「シックハウス問題」に対応するため、平成14年までに13種類の化学物質について「室内濃度指針値」を設定し、VOC(揮発性有機化合物)については暫定目標値と暫定試験法を示した



その後、10年以上経過し、状況が変化

- ・指針値のある化学物質の代替物質が新たに使用
- ・SVOC(準揮発性有機化合物)の概念が提案
- ・細菌由来のVOC(揮発性有機化合物)が検出
- ・WHO空気質ガイドライン等との整合を検討する必要性
- ・化学物質の発生源と室内濃度との関係
- ・技術の進歩に伴う試験法の見直し等の必要性